

# 意匠法

(業)太陽国際特許事務所 法務・渉外室 中野浩和 著

(業)太陽国際特許事務所  
(03) - 3357 - 6277  
mail@taiyo-nk.co.jp

<http://www.taiyo-nk.co.jp/>

## 第1 意匠法の目的

この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする（意匠法（以下省略）1条）。

## 第2 意匠とは

（1）意匠とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう（2条1項）。

「物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される**画像であって、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの**が含まれるものとする（2条2項）。

「〈当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像〉当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像とは、当該機器の表示部に表示されている画像ではなく、当該機器の使用の際に同時に用いられる他の物品の表示部に表示される画像を指す（例えば、テレビ画面上に表示されたDVD機器の操作画像など）。このように表示されている画面デザインについても、別の物品に表示されていることは使用上の便宜にすぎないことから、平成一八年の一部改正において、このような画像についても当該機器に係る画像として保護するものとした。」（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第19版〕）

### （2）部分意匠（2条1項）

意匠には、組織の意匠（8条）を除き、物品の部分を含む。

### （3）組織の意匠（8条）

組物を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

（例：ティーセット等）

意匠法施行規則 別表第一（物品の区分） 抜粋

		物品の区分
一 製造食品及び嗜好品	製造食品	ソーセージ アイスクリーム ： 固形カレー すし
	嗜好品	たばこ シガレットペーパー
二 衣服	下着	アンダーシャツ パンツ ： 衛生パンツ
	寝衣	パジャマ ： おくるみ
	洋服	セーター ： 海水着
	和服	：
	エプロン等	：
三 服飾品	：	：
四 身の回り品	：	：
：	：	：
六十四 建築用内外装材	：	：
六十五 その他の基礎製品	：	：

### 第3 意匠登録をうけることのできる意匠とは

(意匠登録の要件)

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
  - 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
  - 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠
- 2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

- ・産業上利用することができること（3条1項柱書）
- ・新規性（＝新しいこと）
  - 公然知られた意匠・公衆に利用可能となった意匠
  - 意匠の新規性の喪失の例外（4条）
- ・創作非容易性
  - その意匠に属する分野における通常の知識を有する者が、容易に意匠の創作をすることができたときは、意匠登録を受けることができない

容易に創作することができる意匠と認められるものの例（意匠審査基準より）

- ・置換の意匠
  - 置換とは、意匠の構成要素の一部を他の意匠に置き換えることをいう。公然知られた意匠（広く知られた意匠に基づく場合も同様とする。以下同じ。）の特定の構成要素を当業者にとってありふれた手法により他の公然知られた意匠に置き換えて構成したにすぎない意匠。
- ・寄せ集めの意匠
  - 寄せ集めとは、複数の意匠を組み合わせて一の意匠を構成することをいう。複数の公然知られた意匠を当業者にとってありふれた手法により寄せ集めたにすぎない意匠。
- ・配置の変更による意匠
  - 公然知られた意匠の構成要素の配置を当業者にとってありふれた手法により変更したにすぎない意匠。

- ・構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠

公然知られた意匠の全部又は一部の構成比率又は公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を当業者にとってありふれた手法により変更したにすぎない意匠。

- ・公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠

公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づく場合も同様とする。以下同じ。）をほとんどそのまま物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に表したという当業者にとってありふれた手法により創作された意匠。

#### 第4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外

第3条の2 意匠登録出願に係る意匠が、先の意匠登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、3条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

ただし、当該意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であって、先の意匠登録出願が掲載された意匠公報の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。

#### 第5 新規性の喪失の例外

登録を受ける権利を有する者の意に反して、3条1項1号又は2号に該当するに至った意匠は、その該当するに至った日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠について、該当するに至らなかつたものとみなす（4条1項）。

意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、3条1項1号又は2号に該当するに至った意匠も、その該当するに至った日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠について、4条1項と同様とする（4条2項）。

#### 第6 意匠登録を受けることができない意匠

公序・良俗を害するおそれがある意匠（5条1号）

他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠（同条2号）

物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠（同条3号）

## 第7 一意匠一出願

意匠登録出願は、物品の区分により意匠ごとにしなければならない（7条）。

## 第8 組物の意匠

組物を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる（8条）。

## 第9 画像を含む意匠

「この度、第7部第4章「画像を含む意匠」の項を改訂しました。今般の改訂は、産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会（以下「意匠制度小委員会」という。）報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」（平成26年1月）を受け、意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループにおいて内容が検討され（平成27年3月から11月）、その後、意匠制度小委員会における確認及び意見募集手続を経て承認されたものです（平成28年1月）。」

([https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/gazou\\_ishou\\_kaitei.htm](https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/gazou_ishou_kaitei.htm))

## 第7 意匠権の発生

### (1) 意匠登録を受ける権利の発生

意匠登録を受ける権利を有する創作者とは意匠の制作に実質的に関与した者、具体的には、形態の創造、作出の過程にその意思を直接的に反映し、実質上その形態の形成に参画した者をいい、主体的意思を欠く補助者や、単に課題を指示ないし示唆したにとどまる命令者は含まれない（クランプ事件）。

職務創作（15条3項、特許法35条）

### (2) 意匠権の発生

意匠登録出願→登録査定

↓

拒絶理由通知

↓

意見書・補正書→登録査定

↓

拒絶査定

出願から意匠登録まで

意匠権は、設定の登録により発生する（20条1項、登録主義）。同一または類似の意匠について異なった日に2以上の意匠登録出願があったときは、最先の出願人がその意匠について意匠登録を受けることができる（9条1項）。

審査請求制度がない。すべての出願が審査される。

出願公開制度がない。登録前に公開されることはない。

#### 秘密意匠（14条）

意匠権設定登録の日から3年以内の期間、その意匠を秘密にすることを請求できる（1項） →商品戦略上秘密にしたい場合に使える

### 第8 類似とは

登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする（24条2項）。結局、意匠の類似判断の基準としては、異なった美観を与えるか否かによるものと考えられる。

#### （1）特許庁における意匠の類否判断の手法

意匠審査において、類否判断は次の（ア）～（オ）の観点によって行われる。

- （ア）意匠に係る物品の認定及び類否判断
- （イ）対比する両意匠の形態の認定
- （ウ）形態の共通点及び差異点の認定
- （エ）形態の共通点及び差異点の個別評価
- （オ）意匠全体としての類否判断

#### （2）意匠と商標との違い

##### 商標の類似判断の基準

商標の類似は、対比される両商標が同一は類似の商品に使用された場合に、商品・役務の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決する。

そのために、商標がその概観・観念・呼称等によって取引者に与える印象・記憶・連想等を総合して全体的に考察する。

その商品・役務の役割の取引の実情を明らかにし得る限り、その具体的取引状況に基づいて判断する。

### 第9 関連意匠

関連意匠とは、意匠登録出願人を同じくする本意匠（基本形）に類似した意匠をいい、関連意匠の出願日が、本意匠の出願日以後、本意匠の意匠公報発行の日前であること、独立して意匠登録を受けられることが、関連意匠にかかる意匠登録の要件である（10条1項）。

本意匠に専用実施権が設定されていないこと（10条2項）。

→デザインのコンセプトから、複数のバリエーションの意匠が創作され得るところ、これらのバリエーションに対しても、保護すべきである

Q：なぜ、本意匠の意匠公報発行の日前であることが要件なのか？

A：この要件が無ければ、類似する関連意匠を次々に登録出願することにより、権利の存続期間の実質的延長を許すことになるから

関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができない（10条3項）→関連意匠を、連鎖させることはできない

存続期間は、本意匠の意匠権の設定の登録の日から20年（21条2項）

（本意匠の意匠権の存続期間は、設定の登録の日から20年（21条1項））

本意匠及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない（22条1項）が、本意匠が消滅しても、関連意匠が消滅することはない（同条2項参照）。

## 第10 意匠権の効力

意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する（23条）。専用権の範囲が、類似する範囲にまで及ぶ。この点が、商標と異なる。

また、意匠権者は、その意匠権について他人に通常実施権を許諾することができる（28条1項）。通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定められた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を有する（28条2項）。

### 先使用による通常実施権

意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠・類似意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠・類似意匠の創作をした者から知得して、意匠登録出願の際現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願



に係る意匠権について通常実施権を有する（29条）。

#### 差止請求権

意匠権者又は専用実施権者は、自己の意匠権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができ（37条1項）、意匠権者又は専用実施権者は、請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる（37条1項）。

#### 侵害とみなす行為

業として、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の、生産・譲渡等・輸入、又は譲渡等の申出をする行為（38条1号）、登録意匠・これに類似する意匠に係る物品を、業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為（38条2号）は、意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす。